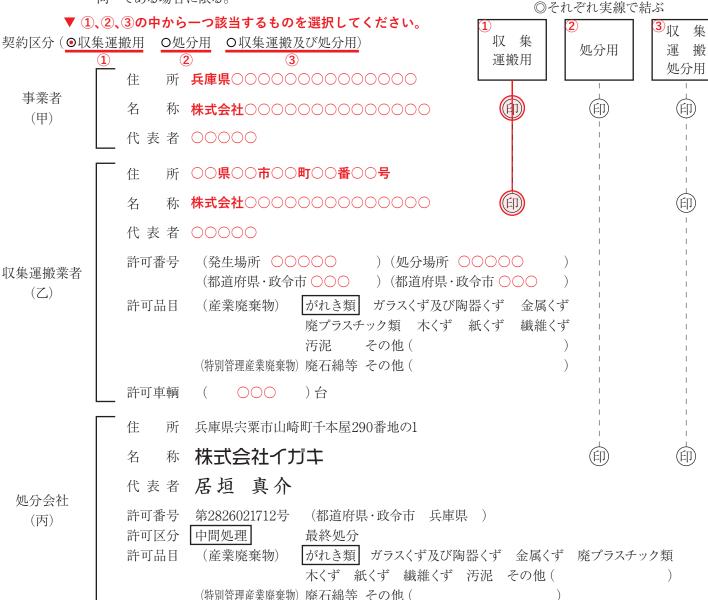
○○年○○月○○日

印紙

※印紙税は裏面参照

建設廃棄物処理委託契約書

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを選択し、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び 丙の甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二社契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が 同一である場合に限る。



甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後期「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)

- 第1条 1. 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
 - 2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車輌で適正に運搬する。
 - 3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
 - 4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

- 第2条 1. 乙及び丙は、委託内容の終了した部分について、該当部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「業務委託の内容」 に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
 - 2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次の通り支払う。
 - 1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト(紙並びに電子を含む。以下同じ)により、丙の受領済印を確認後、乙に収集運搬料金を支払う。
 - 3. 2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

[委託業務の内容]

- 1. 工事名 〇〇建設 (株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
- 2. 排出場所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
- 3. 委託期間 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日から ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日まで
- 4. 積替・保管の有無 □有 □無 ◀どちらかにチェックを入れてください。

a) 施設の内容	会社名 株	式会社〇〇〇〇〇	施設所在地 〇〇県〇〇市	00	
	許可品目	(産業廃棄物) ☑がれき類 □ガラス □木くず □紙くず □	くず及び陶磁器くず ✓ 金属くず□繊維くず □汚泥 ✓その他(
	保管上限(200	t (単位を選択してください)

- b) 積替・保管施設に搬入する廃棄物の種類 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- c) 乙の運搬区間(該当するものを選択してください) (排出場所 保管施設) から(保管施設 **処分施設**)まで
- d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管場所において他の産業物と混合することの許否を選択してください **否**
- e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替え又は保管場所において、 (**否**) 手選別を行うことの許否を選択してください
- 5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容(半角数字)

	の新郷	契約	単価			処分会社の許容内	7容	
発果物 	の種類	収集運搬 (a)	処分 (b)	予定数量 (C)	処分方法	処理能力	施設の名称・所在地	
コンクリ	ートがら	〇〇 円/(t)	〇〇 円/t	00 t	破砕 ・ 再生 (中間処理)	320 _{t/H}	兵庫県宍栗市山崎町千本屋290- 株式会社イガキ	
	ァルト・ ートがら	円/()	円/t		破砕 ・ 再生 (中間処理)	320 _{t/H}	兵庫県宍粟市山崎町千本屋290 株式会社イガキ	
その他: (がれき類	円/()	円/()		破砕・ ()	m³ /日		
	くず及び 器 く ず	円/()	円/()		()	m³ /日		
廃プラス	スチック類	円/()	円/()		()	m³ /日		
金 属	くず	〇〇 円/()	〇〇 円/(t)	00 t	(0000)		〇〇県〇〇市〇〇 株式会社〇〇〇〇	
紙	くず	円/()	円/()		()	m³ /日		
木	くず	円/()	円/()		()	m³ /日		
繊維	くず	円/()	円/()		()	m³ /日		
廃 石 膏	ボード	円/()	円/()		()	m³ /日		
建設		円/()	円/()		()	m³ /日		
安品 管品	定型目のみ	円/()	円/()		()	m³ /日		
棄 管 品	理型目のみ	円/()	円/()		()	m³ /日		
そ		円/()	円/()		()	m³ /日		
他		円/()	円/()		()	m³ /日		
特 廃 管 廃	石綿類	円/()	円/()		()	m³ /日		
発 棄 		円/()	円/()		()	m³ /日		
合計予	定数量		(t)		必要な情報 (性	状及び荷姿等)		
合計予	定金額	収集運搬 (a) × (c) 円	処分 (b) × (c) ○○ 円	中間	引処理後再生材及び再	生路盤材として資源化	する	
事前協	議の要否	7	5	1 11-	中間処理後再生材及び再生路盤材として資源化する			

注釈:処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つに能力を記入する。

※: 性状に変更が生じた場合は、文章により通知する。

[丙での中間処理後の最終処分 (再生を含む) 場所 (予定)]

I. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称		再生施設住所所在地		処分方法		処理能力
No.2826021712号	丙の施設			「委託業務の内容」記載のとおり			
再生品目	再生AS材	再生CON材		再生路盤材			
売却先等	西兵庫アスコン	他業者					
再生品目							
売却先等							

II. 丙からの再生 (委託) 先

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設住所所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)
	≘ ;	3 <i>ሌ</i> ል	亜ルブギビ	、ません		
丙からのi	訂	己入の必	要はござい	ゝません	0	
	氰	己入の必	要はござい	ません	0	
	副	己入の必	要はござい	ません	0	備考
	Ē	己入の必	要はござい	ません	0	備考
	Ē	己入の必	要はござい	ません	0	備考
	ā	己入の必	要はござい	ません	0	備考
	Ē	己入の必	要はござい	ません	0	備考
	Ē	己入の必	要はござい	、ません 安・管・遮	o m³	備考
	Ē	己人の必	要はござい	安・管・遮	m^3	備考
	Ē	己入の必	要はござい	安・管・遮安・管・遮	m^3 m^3	備考
	Ē	己入の必	要はござい	安·管·遮 安·管·遮 安·管·遮	m^3 m^3 m^3	備考
	Ē	己入の必	要はござい	安·管·遮 安·管·遮 安·管·遮	m^3 m^3	備考
	Ē	己入の必	要はござい	安·管·遮 安·管·遮 安·管·遮	m^3 m^3 m^3	備考
. 丙からのご		己入の必	要はござい	安·管·遮 安·管·遮 安·管·遮	m ³ m ³ m ³ m ³	備考

IV. 丙からの中間処理 (委託) 先及びその後の最終処分 (再生含む) 場所

中間・最終 の区分	廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	最終施設住所所在地	処分方法	処理能力	処理後の 廃棄物
中 終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							

建設廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)

- 第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。 なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
 - (1) 収集運搬(乙) 及び処分(丙)業務に関する許可証等(指定証その他)の写し (2)許可車輌番号
 - (3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

(情報の提出)

- 第2条 1. 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、 乙及び甲に提出しなければならない。
 - 2. 丙は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分先についての必要な情報を、 「丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)」の欄に記入し、甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書類による承諾を得て法の定める 再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は、再委託承諾書の写しを5年保存する。

(委託業務の管理)

第4条 1. 甲、乙及び丙は、建設廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。

- 2. 甲、乙、丙はそれぞれのマニフェストを5年保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する)
- 3. 丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。 但し、伝票等の月次集計表などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)

第5条 1. 甲、乙及び丙は、必要がある場合は委託契約書の内容を協議の上、変更することができる。

- 2. 丙は、中間処理後の最終処分先の場所に変更が生じた場合は、すみやかに甲に報告し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。
- 3. 甲、乙及び丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずる時は、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

(業務の調査)

第6条 1. 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。

- 2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
- 3. 甲は、第1項のほか、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立ち入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。但し甲の書面による継承を得た場合この限りではない。 (損害の賠償)

第8条 乙又は丙は、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。但し、その損害が甲の責めに帰すべき事由により 生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密保持)

第9条 甲、乙及び丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)

- 第10条 1. 甲、乙又は丙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれかまたは法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。
 - 2. 前項の規定により、本契約を解除する場合について、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していない時は、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
 - 3. 第1項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、 甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じた時は、必要に応じ甲、乙、丙が誠意を持って協議の上これを決定する。

本契約の成立を証するために、甲と乙、又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙及び丙は本書の写しを保管する。 (なお、甲は本書の契約終了日から5年間保存する。)

〈収集運搬会社一覧表〉(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)

会社	住所	許可	番号	許可番号	
云性.	(主列	発生場所	処分場所	品目(種類)	車輌台数
0000000	○○県○○市○○町○○番○○号	00000	00000	00000	00

Livery to the	マニフェストD票 (受領印)	マニフェストD票 (処分完了)	マニフェストE票 (最終処分)
協議事項 本工事にて排出する産業廃棄物については石綿・その他有害物質を含まないことを証明いたします。			
現場代理人 ○○○○			

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分については2号文書、収集運搬・処分共1社が行う場合は収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対し該当する印紙税を貼る。

1号文書 (収集運搬)	用)		2号文書(処分用)				
1万円 未満 非課税	100万円 以下 1,000円	1億円 以下 60,000円	1万円 未満 非課税	300万円 以下 1,000円	1億円 以下 60,000円		
10万円 以下 200円	1,000万円以下 10,000円	5億円以下100,000円	100万円 以下 200円	1,000万円以下 10,000円			
50万円以下 400円	5,000万円以下 20,000円		200万円以下 400円	5,000万円以下 20,000円			